

# WAY

発行:山口浜屋税理士法人

東京都日野市豊田4-14-14

TEL: 042-586-9050

## 第27号



宗印寺にて 職員（白子）撮影

代表社員 浜屋 浩

## 年頭所感 ～コロナの世界を生きる～

皆様おすこやかに新春をお迎えのことと存じます。皆様にとって、新年が希望にみちた年となりますよう祈念しております。

=====  
新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。先が見えない不安を感じている方も多いのではないのでしょうか。

それは、街灯のない夜道を歩くことに似ているかもしれません。何か道を照らす光明となるものはないだろうか、読んだ本の中で考えさせられたことを紹介します。

=====  
「コロナ後の世界 いま、この地点から考える（筑摩書房）」

この本は、分野を異にする専門家（免疫学、精神医学、社会学、哲学・現代思想、経済学、医学史、政治学、科学史）がそれぞれの分野からコロナ危機の正体を多角的に検証した論考です。

免疫学の小野昌弘先生は書中で、ワクチンに関して次の

ように注意を喚起しています。

「政府がワクチン承認を必要以上に急ぐのは賢明でない。遠回りだと思われるかもしれないが、平常通り、安全確認と科学的な手続きを最優先することが求められる (P37) 」

著者は反ワクチン運動がもたらした歴史の一例として、「三種混合ワクチンが自閉症のリスクを高めた」とする医師の論文を紹介しています。その論文はわずか12人の患者を調べた結果をまとめ、しかも捏造されたデータに基づいて公表されました。

世界保健機構 (WHO) の独立機関によるその後の研究で「三種混合ワクチンと自閉症は無関係である」ことが明確にされましたが、論文を信じる人は後を絶たず、ついには根絶したと考えられていた麻疹がアウトブレイク (局地的な感染拡大) を起こすという問題につながりました。



あらゆる分野で言えることですが、この事例は、「第三者によって検証された正確な情報」を公共財とすることの重要性を示しています。

また、著者は世界各国の新型コロナウイルス感染症による致死率が「富裕層が多い地域と比べて、貧困層の多い地域では2倍以上となっていること」「アフリカ系住民の致死率は、白人と比べて3.5倍と高く、これも社会的・経済的な格差に基づく可能性が高いこと」つまり、遺伝的な背景よりも、家庭環境や生活習慣、労働環境に原因があることを指摘しています。

もしそれが原因であるならば、貧困をはじめとする社会的格差の是正を目指すことはパンデミック収束のために有効な一歩となり得ます。

=====

### 「コロナ後の世界 (文春新書) 」

米国の経済学者であるポール・クルーグマンは、コロナ禍による景気の後退を「人工的な昏睡状態」と表現しました (P171)。人との接触機会の多いビジネスを感染拡大防止のためにシャットダウンすることは、経済活動が一時的に昏睡状態に置かれたとみることができからです。

シャットダウンが一時的で、補償が得られる間はまだよいのですが、それが長期に亘るにつれ、企業も従業員もより深刻な状況に置かれます。この場合、より強力な金融政策や財政政策による支援が必要となってきます。

また、経済政策とあわせて中長期的に考えなければならないのが、社会における平等や公正の問題です。新型コロナウイルスのダメージは人によって相当に違います。収入が安定している人や、家族や友人など見守ってくれる人がいる場合には困難をしのげるかもしれませんが、脆弱な立場な人はより困難な立場に追い込まれるかもしれません。また、医療従事者など特定の立場の人への負担をどのように分かち合っていくかも重要な課題になります。

=====

先が見通せないなか、安心できる社会に近づくためには、個人が感染予防を心がけることに加えて、こうした課題に目を向けることが必要でしょう。2015年に国連で採択されたSDGs (持続可能な開発目標) において加盟国が共通に取り組むべき課題として掲げている「貧困をなくそう」ではじまる17の目標は、その視座を提供しています。今後、どのようにこれらの目標を実現していくかという議論が求められています。 (浩)



# 令和2年分所得税 改正のポイント

私達にとって関係の深い改正点を確認したいと思います。

## ①給与所得控除

給与所得は、【給与等の収入金額】（社会保険や税金を差し引く前の金額）から【給与所得控除額】（収入金額に応じて自動計算）を差し引いて算出します。

今回の改正では、【給与等の収入金額】が850万円以下の場合、【給与所得控除額】を10万円減額します。850万円超の場合、【給与所得控除額】は一律195万円です。

ただし、子育てや介護への配慮から、850万円超の場合でも、23歳未満の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等がいるときは、負担を軽減する調整があります。

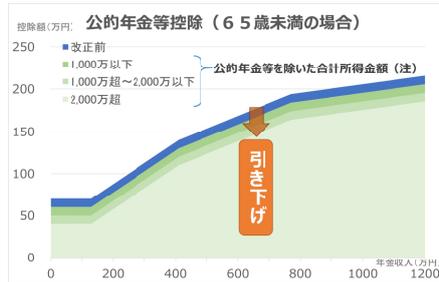


## ②公的年金等控除

公的年金等の所得は、【公的年金等の収入金額】（社会保険や税金を差し引く前の金額）から【公的年金等控除額】

（年齢や収入金額に応じて自動計算）を差し引いて算出します。なお公的年金等とは、主に国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金等です。

## イ 65歳未満の場合



## ロ 65歳以上の場合



（注）合計所得金額とは、給与所得や事業、不動産所得、株や土地、建物の譲渡所得などを全て合算した所得で、一定の特別控除の適用を受ける前の金額です。

## ③基礎控除

誰でも一律48万円を所得から控除できますが、合計所得金額（注）が2,400万円超の場合、段階的に控除額を減額します。



「年収850万円超の人は増税」とニュースで報じられるのは、年収850万円以下の場合、①の給与所得控除額が10万円減額される代わりに基礎控除が10万円増額される（プラスマイナスゼロとなる）ためです。

## ④医療費控除

昨年の確定申告で、医療費控除の適用を受けるときに、「明細書に人や病院ごとに書くのは面倒だから、合計額を書いて領収書を貼ればいいや」という感じで提出された方はいませんか？令和2年分以降の確定申告では、上記の様に提出した場合、医療費控除が受けられない可能性がありますのでご注意ください。

というのも、平成29年度の税制改正で、医療費控除の適用を受けるためには、原則、医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付することとなったためです。経過措置として今まで通り「医療費控除の明細書」を添付せず、医療費の領収書を添付しても良かったのですが、その経過措置が令和元年分で終了しました。

一方、明細書に記入する負担の軽減策として、健康保険組合等から毎年発行される「医療費のお知らせ」を添付することで、明細書への記入を一部省略することができます。ただし、「医療費のお知らせ」は、9月や10月診療分までの集計のため、記載されていない診療分は、医療費の領収書を集計して、明細書に記入する必要があります（医療費の領収書の添付は不要です）。

（佐々木）